

令和6年度 第6回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月23日(水) 10時00分～10時35分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹 安井 広伸
労働者代表 石田 司郎 片山 智成 佐橋 洋一 廣瀬 純子
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人 山本 正仁

4 議題

- (1) 三重県特定(産業別)最低賃金の改正決定等について(答申)
- (2) その他

5 開会

(指導官)

只今から令和6年度第6回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、出席委員の確認についてでございますが、本日は、公益代表委員の三好委員、労働者代表委員の前田委員からご欠席とのご連絡をいただいております、定足数15名の内、現在、13名の委員にご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たし、有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、安井会長、よろしく願いいたします。

6 議事

- (1) 三重県特定(産業別)最低賃金の改正決定等について(答申)

(会長)

本日もご多用の中、委員の皆様には本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ここにきて、少し朝夕は過ごしやすくなってきたかなと思いますが、昼間はまだまだ暑い日が続いたり、この温度差が体にこたえて体調を崩されてみえる方も結構いらっしゃるかなと思います。皆様ご自愛下さいませ。

さて、世の中では総選挙の真ただ中ということですが、各政党の政策を見させていただいても、賃上げの続行、最低賃金1,500円、どこもかしこも謳っている状

況でございます。この大きな流れは戻ることがないと思いますし、それに向かって進んでいくものだと思います。そうすると、この審議会の役割というのも非常に大きなものになってくるのであろうと。委員の皆様には、更に今後厳しいご判断をいただかなくてはならないことが多くなってこようかと思っておりますけれども、引き続きご理解の程をよろしくお願いいたします。

先日来、特定（産業別）最低賃金の専門部会を開催させていただきまして、本審の委員の皆様の中にも専門部会にご参加いただいた方が沢山みえます。また、今日お集まりいただいていない専門部会委員の皆様、本当に最後まで熱心な審議をいただきましてありがとうございました。

本日は、その結果を受けまして答申を出すという審議会でございます。最後まで慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、只今より令和6年度第6回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。

先ず、資料が配付されておりますので、事務局の方から、順次説明をお願いしたいと思っております。

（室 長）

それでは、お手元の資料を説明させていただきます。

先ず、資料1でございます。昨年度と今年度の最低賃金審議の経過の一覧をお配りさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

上の方に三重県の地域別最低賃金、その下に3業種の特定（産業別）最低賃金の経過を上げさせていただいております。

経過は、申出書受理日、必要性の諮問日、金額改正の諮問日、本年度の各専門部会の開催日、専門部会の結審日・報告日、本審答申日という順に並べさせていただいております。

資料2として各専門部会の報告書の写しを付けてございます。

続きまして資料3でございます。こちらは、日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の一部改定についての説明となります。各専門部会で説明させていただいている内容ですが、改めて説明させていただきます。

令和5年7月27日総務省告示により日本標準産業分類が改定されて、令和6年4月1日から施行しています。

主な改正点は各種商品小売業等の分類が再編新設されたことですが、産業名称の記載でカンマを使用していたものを読点に変更する改正も行われました。

今までは、輸送用機械器具製造業の正式名称のうち船舶製造・修理業の後ろにカンマが打たれて船用機関製造業と記載されていましたが、このカンマが読点に変更されました。

また、各特定最低賃金改正決定の報告書や答申に記載する、適用する使用者について、「管理, 補助的経済活動を行う事業所」という記載があり、この管理の後ろにカンマが打たれていましたが、このカンマが読点に変更されました。それぞれ記載

に変更があり、一部改正という取扱いとなる点説明させていただきます。

最後、資料4をご覧ください。10月1日に厚生労働省本省から、中央府省庁、都道府県、各業界団体本部等に対し、全国の令和6年度地域別最低賃金改定額をお知らせすると共に、3種類の資料を送付して各種賃上げ支援施策の周知・広報・労務費の適切な転嫁について協力依頼を行いました。

3種類の資料ですが、1番目は賃金引上げ支援策周知リーフレット、2番目は労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針、3番目は令和6年4月19日閣議決定された「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」でございます。公共事業を受注した中小企業が最低賃金を履行確保できるよう配慮を要請いたしました。

3番目の件につきましては、三重労働局におきましても、10月1日付けで三重県及び県内市町に対し、公共事業を受注した中小企業が最低賃金を履行確保できるよう配慮の要請をしたことを報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、議題(1)の「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について」の審議の進め方ですが、先ず、各専門部会における金額改正の審議経過等を簡単に部会長又は、部会長代理からご報告していただき、その後、個別に審議し結論を出していくというような形で進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

(会長)

それでは、特にご異議がないようですので、そのような形で進めさせていただきます。

【① 電線・ケーブル製造業】

(会長)

まず、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の審議経過等について西川部会長からご報告をお願いします。

(西川部会長)

電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告いたします。

9月17日の合同部会の後、10月8日、9日、16日と計4回の専門部会を開催いたしまして、委員全員で熱心に金額検討をしてまいりました。その結果、全会一致で34円引上げの時間額1,033円となりましたことをご報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

電線・ケーブル製造業最低賃金は、専門部会において、資料2の1ページ目の報告書のとおり、金額改正が結審されております。

この報告書の内容について、ご意見ご質問等はございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようですので、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 3 名、労側 4 名、使側 5 名) 計 賛成 12 名

全員賛成でございます。

採決の結果、全会一致につきこの報告書の内容で答申をさせていただきたいと思っております。

【② 電気機械器具製造業】

(会 長)

電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等について前田部会長代理から報告をお願いします。

(前田部会長代理)

それでは、電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月17日の合同部会の後、10月8日、10日、21日と計4回の専門部会を開催し、熱心なご審議を尽くしていただきました。しかしながら、労使双方合意には至らず、公益案を提示いたしまして、使用者側反対での結審となりました。結果、賛成多数で44円引上げの時間額1,031円となりましたことをご報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

電気機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、資料2の3ページ目の報告書のとおり、金額改正が結審されております。

この報告書の内容について、ご意見ご質問等はございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようでございますので、電気機械器具製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 3 名、労側 4 名、使側 0 名) 計 賛成 7 名

反対の方は挙手をお願いします。

(労側 0 名、使側 5 名)

計 反対 5 名

採決の結果、賛成多数につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思いをします。

【③ 輸送用機械器具製造業】

(会 長)

輸送用機械器具製造業専門部会におけます審議経過等について前田部会長から報告をお願いします。

(前田部会長)

それでは、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月17日の合同部会の後、10月7日に専門部会を開催し、熱心に金額検討をいただきました結果、全会一致で25円引上げの時間額1,047円となりましたことをご報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

輸送用機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、資料2の5ページ目の報告書のとおり、金額改正が結審されております。

この報告書の内容について、ご意見ご質問等はございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようでございますので、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 3 名、労側 4 名、使側 5 名) 計 賛成 12 名

全員賛成でございます。

採決の結果、全会一致につきこの報告書の内容で答申をさせていただきたいと思いをします。

ありがとうございました。

それでは、各部会の報告書は、これで全て出そろいましたので、事務局の方で答申文(案)の用意をお願いします。

(室 長)

はい、承知しました。

— 事務局、3業種に係る答申文(案)準備 —

— 3業種に係る答申文（案）各委員に配付 —

（会 長）

只今、3業種の特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る答申文（案）を作成していただきました。

これらについて、一括して決定することにしたいと思っておりますので、事務局の方でよろしく願いいたします。

（室 長）

今回の答申文（案）につきまして、全部で3業種に係る答申文（案）をお配りさせていただきました。

読み上げは時間の都合により、電線・ケーブル製造業のみにさせていただきたいと思っております。

— 室長、答申文（案）を朗読 —

（会 長）

ありがとうございました。

只今、事務局の読み上げは、電線・ケーブル製造業に限らせていただきましたが、同じような内容があと2業種続いております。

それぞれご覧をいただきまして、この3業種の答申についてご意見ご質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見もないようでございますので、答申文（案）のとおり答申をさせていただくことでご異議ございませんでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

（会 長）

異議なしとのご発言をいただきました。

皆さまの賛同が得られましたので、この答申文（案）の（案）を取り、局長の方に答申させていただきます。

— 会長から局長に答申文を手交 —

（会 長）

只今、局長の方に答申文をお渡しさせていただきました。

局長からお言葉をいただきたいと思います。局長よろしく申し上げます。

(局長)

皆様、お忙しい中、本年度第6回の三重地方最低賃金審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今ほど、3業種に係る特定(産業別)最低金額改正に係る答申をいただきました。

8月21日に金額改正の諮問をさせていただきまして、その後、業種別専門部会で慎重なご審議を重ねていただいたと理解しております。

厳しい物価高騰ですとか、中小企業の皆様にとって厳しい経営環境が続く中で、各委員の皆様がそれぞれのお立場でご苦勞された結果であるというふうに考えております。

安井会長をはじめ公労使委員の各皆様には大変なご尽力を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

今後、所要の事務手続き等を経て、12月21日からの効力発生に向けて処理を進めてまいりたいと思います。

地域別最低賃金も含めまして今後周知・広報に取り組み、円滑な履行確保に努めてまいります。やはり金額の周知と履行確保と併せてですね、企業にとっての収益力、生産性の向上ですとか、価格転嫁の支援と併せてやっていくことが円滑な履行確保に資するというふうにも考えておりますので、こちらも併せて引続き取り組んでまいりたいと思いますので今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

(会長)

局長、どうもありがとうございました。

では、労使の代表の方からご意見を頂戴いただければと思います。まず使用者側代表の委員、お願いいたします。

(中村委員)

それでは、私の方から発言をさせていただきたいと思います。

先程、今年度の三重県の特定(産業別)最低賃金の3業種全ての答申がされたということでございます。

今年度は3業種ある中で、2業種において全会一致となったわけでございます。とは言え、その経緯というのは、それぞれ異なるものだったかなと思います。10月1日、今月から既に改正されています地賃につきましては、ご承知のとおり当県においては50円アップの1,023円というような大幅な引き上げになっており、当県だけではありませんが、全国的にそれに伴って今年だけではないですけれども、近年、特定(産業別)最低賃金が埋没するという状況が多くなってきていると。

また、今年は輸送用機械においては、申出書に示されている労働協約上の賃金の最低額で結審するなど異例の状況であったかなというふうに思っております。

各業種において議論をする中で、私共も結構色々お話をさせていただいたのですが、各業種における他の産業との優位性であるとか人手不足の状況において少しでも良い人材の確保等の観点という議論もあったのかなというふうに思っております。

実際に私も電線・ケーブルの専門部会の方に出させていただいておりますが、その中で議論をさせていただく中でもですね、例年以上に建設的な議論ができたのではないかと個人的には感じているところでございます。

その一方で、今年に限らず毎年参考にさせていただくのですが、議論の中で労働局さんからいただいている資料で、各業種別にヒヤリングをさせていただいている資料があるかと思うのですが、その中で見ていると、中小・小規模事業者の本当に切実な厳しい状況というところはかなり見られた。その辺を我々はいつも訴えているのですが、最大限考慮をして、今年は、特にですね、議論をさせていただいたのではないかなというふうに思っております。いずれにしましてもこれで結審となった訳で、これらが12月21日から発効されるということで、限られた時間の中であり、中にはやはりこの10月1日に引き上げになってまた12月21日からということで、2段階の引き上げという事業所も非常に多い中で、なかなか厳しい状況でございますので、特にそういうような事業所に関しては、行政に引き続き、特に中小・小規模事業者への十分な配慮や対応をお願いしてまいりたいなと思っております。

いずれにしても、本当に今年はこれで採決をしたということでございますので、我々も履行するように邁進してまいりたいなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

では、次に労働者側代表委員をお願いします。

(廣瀬委員)

私の方から発言をさせていただきます。

まずは、今回の特定（産業別）最低賃金のご審議においてですね、公労使そして事務局労働局の皆様には、大変ご尽力をいただきましてありがとうございました。その結果今日の答申結果となったのですが、やはり今年は地賃が50円という非常に大きな引き上げだったこともありまして、できれば50円以上を目指さなければ特定（産業別）最低賃金の優位性が確保できないという状況だったのですけれども、残念ながら至らず地賃との幅が狭まってしまいました。こちらの方、今後私共、優位性を確保するために努めていきたいと思っております。

また、使用者側委員さんから建設的な議論ができたとお言葉をいただいたのですが、やはり、金額を重視した議論が多かったとも伺っておりますので、やはりそうではなくて、産業を全体としてこういった方向性で進めていくのかというようなこ

とから、それに伴って金額の議論をしていただけたらと思っております。

また、局長からもご挨拶ありましたとおり、今後、中小の皆様は履行確保していただく、賃金を上げていただくためにも適正な価格転嫁が必要となってきますので、そちらの方は、公労使、そして労働局の皆さんのお力で進めていきたいと思っております。引き続きよろしく願いいたします。以上になります。

(会 長)

ありがとうございました。

最後に改めて私の方から一言挨拶をさせていただきます。

本当に厳しい状況の中で、労使それぞれが熱心に時間をかけてご審議をいただきました。今年は2業種につきましては、労使それぞれがご配慮いただき全会一致という意見をいただいたわけでございます。このことにつきましては非常に大きな意味があったのではなかろうかなと思っております。

また、1業種については残念ながら合意点を見出すことはできませんでしたが、これもほんの少しの差というように聞いております。もう少し時間があればというところだったのかも分かりませんが、限られた時間の中での審議ということで、残念な結果になってしまいました。

ただ、今年状況を見させていただきますと、例年と違い、例年だと3業種大体同じような上げ幅といいますか、金額が同じような状況で決まってくるのですが、今年は、それぞれの状況もありましたが、各産業別に金額が大きく違う結果となりました。これは逆に言えば各産業の委員の方々がそれぞれの産業のことをお考えいただいた結果の金額決定ではなかったのかなというふうに私は思っております。

本日答申を出ささせていただきました以上、今後、使用者側にはこれを履行していただきまして、また、労働者側には更に一層各産業へのご尽力をいただき、それぞれの産業が更に発展していただくことを期待する次第でございます。

最後になりましたが、労使それぞれの部会をまとめていただきました専門部会の三部会長におかれましては、本当にご苦労をおかけしました。また、労使それぞれの代表委員の方、事務局の方、ご尽力をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(2) その他

(会 長)

それでは、その他について事務局から何かございますでしょうか。

(室 長)

はい、次回第7回最低賃金審議会の日程等についてでございます。

先程、答申をいただきましたので、これを受け特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意見に関する公示を最低賃金法第15条第3項に基づき、本日から11月7

日（木）までを公示期間として掲示させていただきます。

その結果、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出が提出された場合は、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないことになっておりますので、11月8日（金）の午前10時30分から異議審の開催を予定したいと思っております。

従来、異議はないようですが、もしあった場合に備えて、最低限の定足数を満たす必要がございますので、委員の総数の3分の2以上、又は、公労使委員の各3分の1以上出席していただかないと審議会が成立しませんので、お忙しいとは存じますが、調整の方をどうぞよろしくお願いいたします。

異議申出が提出されなかった場合は、審議会を開く必要はございませんので、中止とさせていただきます。ご連絡の方ですが11月7日（木）の夕方（午後4時頃）に、事務局より電話又は電子メールでご連絡をさせていただきたいと思っております。

異議審が中止となりますと、次回は、来年度の特定（産業別）最低賃金の申出の取扱いについて等を議題としまして、来年2月14日に最低賃金審議会の開催を予定しておりますので、日程調整の程、よろしくお願いいたします。

（会 長）

ありがとうございました。

先程事務局からご案内がございましたように異議申出がございました時には、11月8日（金）の午前10時30分から委員の方にお集まりいただかなければならないこととなりますので。例年異議申出はないような状況ではございますが、日程の確保をお願いしておきたいと思っております。

ない場合は、来年年明けの2月14日が第7回審議会になります。こちらの方も日程の確保、先のことにはなりますがよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして本日予定をしておりました議題は全て終了いたしました。次回異議申出がない場合は、今日の審議会が今年最後の審議会となります。今年も厳しい中で三重県最低賃金は50円引き上げ、また本日、特定（産業別）最低賃金の答申をさせていただきました。ひとえに皆様方のご理解の賜物と感謝をしている次第でございます。まだ、我々の任期は3月末までですので、もう一回審議会はございませぬけれども、今年一年間の皆様方のご理解とご協力に感謝を申し上げまして、令和6年度第6回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（ 皆 ）

ありがとうございました。

以上